

大分大学男女共同参画推進室人材バンク利用の手引

1. 趣旨

この手引は、大分大学男女共同参画推進室が、求職者情報の収集・提供を行うことで、研究者を支援することを目的として運営する大分大学男女共同参画推進室人材バンク（以下「人材バンク」という。）の管理運営及び利用に関し、必要な事項を定める。

2. 定義

- (1) 「管理者」とは、人材バンクの管理運営を行う者をいう。
- (2) 「利用者」とは、人材バンクを利用して人材の募集を行う者をいう。
- (3) 「登録者」とは、人材バンクに情報を登録することについて管理者が適当と認め、その情報が登録された個人をいう。

3. 管理者

- (1) 管理者は、男女共同参画推進室長とする。
- (2) 管理者は、大分大学個人情報保護規程等を遵守し、適切に個人情報を取り扱うものとする。

4. 利用者

- (1) 利用者は、大分大学の常勤の教員及びダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）の共同実施機関（大分工業高等専門学校、三和酒類株式会社、フンドーキン醤油株式会社、三井住友建設株式会社）に勤務する研究者・技術者とする。
- (2) 利用者は、人材バンクの利用にあたって、大分大学個人情報保護規程等に則り、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

5. 登録

- (1) 情報の登録を行おうとする者は、「人材バンク登録申込書（様式1）」を管理者に提出しなければならない。
なお、大分大学の在学生は、「人材バンク登録承諾書（様式2）」をあわせて提出するものとする。
- (2) 管理者は、前号の申請内容を確認したうえで登録を行う。
- (3) 登録者は、登録された内容を変更する場合は、再度、「人材バンク登録申込書（様式1）」を提出しなければならない。
- (4) 登録者は、登録を取り消したい場合は、管理者に文書により申し出なければならない。

6. 利用の手続き

- (1) 利用者は、人材バンクの閲覧を希望する日時を予め管理者に連絡し、閲覧するものとする。
- (2) 利用者は、人材バンクの検索により登録者の中から候補者を選定したときは、「人材バンク登録者の詳細情報請求書（様式3）」を管理者に提出し、登録者の氏名等詳細な情報を得ることができる。
- (3) 利用者は、登録者の詳細情報の提供を受けたときは、採用の可否を決定した後速やかに、その結果を管理者に報告しなければならない。

7. 免責

- (1) 人材バンクに登録される情報はすべて登録者の意思と選択により提供されたものであり、管理者はその情報の内容について一切の責任を負わないものとする。
- (2) 利用者は自らの意思と責任をもって人材バンクを利用するものとし、管理者はその利用によって生じる結果について一切の責任を負わないものとする。
- (3) 利用者と登録者の間で生じた紛争に関して、管理者は一切の責任を負わないものとする。
- (4) 利用者がこの手引に違反又は故意若しくは重大な過失により、管理者に損害を与えた場合は、管理者は当該利用者に対し損害賠償を求めるものとする。

8. その他

管理者は、利用者に予告なく、人材バンクとしての情報提供等のサービスの変更又は中断を行うことがある。